【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月10日

【四半期会計期間】 第85期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 日本ケミファ株式会社

【英訳名】 NIPPON CHEMIPHAR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 一 城

【本店の所在の場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安本昌秀

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安本昌秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 回次 第 1 四半期 連結累計期間		第1四半期	第85期 第 1 四半期 連結累計期間		第84期	
会計期間		自至	平成27年4月1日 平成27年6月30日	自至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日
売上高	(百万円)		8,629		8,805		35,602
経常利益	(百万円)		596		651		2,945
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)		415		462		1,961
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		488		421		1,404
純資産額	(百万円)		15,324		16,069		16,041
総資産額	(百万円)		42,734		44,315		43,644
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)		10.44		11.84		49.91
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		10.43		11.83		49.88
自己資本比率	(%)		35.8		36.2		36.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載 しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 第84期第2四半期連結会計期間において、日本薬品工業株式会社が新たに設立したNippon Chemiphar Vietnam Joint Venture Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。なお、同社は第84期第3四半期連結会計期間における持分の追加取得による完全子会社化に伴い、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.に社名変更しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等 のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が 判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用環境は改善しているものの実質賃金の伸び悩みによる個人消費の低迷や、一部新興国の景気下振れや円高の進行による企業収益への影響により足踏み状態が続く中、6月の英国のEU離脱により先行きの不透明感が増しています。

医薬品業界におきましては、本年4月の診療報酬改定により、薬価が引き下げられた影響がある一方で、ジェネリック医薬品に関しては外来後発医薬品使用体制加算などの使用促進策が追加されました。

また、当社グループとしましては、本年6月に3成分3品目のジェネリック医薬品を新発売するとともに、創薬研究では神経障害性疼痛治療薬候補のNC-2600が国内で第 相臨床試験に入りました。また海外におきましては、ベトナムでの工場建設が平成29年の竣工に向けて順調に進んでおります。

セグメントの業績は次のとおりです。

医薬品事業

医薬品事業のうちジェネリック医薬品については、本年4月の診療報酬改定における新たなジェネリック 医薬品使用促進策が当初予想したほどの効果は出ていないものの、薬価改定による単価引き下げの影響を補い、自社販売売上は前年同期比5.0%の増収となった一方で、同業他社向けの導出売上は市場競争の厳しさなどから受注が伸びず、受託を含めたジェネリック医薬品事業の売上高は7,543百万円(前年同期比3.1%増)となりました。また主力品については、薬価改定やジェネリック医薬品への置換による影響を受けて前年同期比23.3%の減収となりました。

これらの結果、医薬品事業全体の売上高は8,678百万円(前年同期比2.5%増)、営業利益は800百万円 (前年同期比36.6%増)となりました。

その他

主に受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業の業績は、市場競争の激化により、売上高は126百万円(前年同期比20.8%減)となり、13百万円の営業損失(前年同期は2百万円の営業利益)となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,805百万円(前年同期比2.0%増)、営業利益は787百万円(前年同期比33.7%増)、経常利益は651百万円(前年同期比9.1%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は462百万円(前年同期比11.3%増)となりました。

(2) 財政状態

資産

流動資産は前期末に比べて706百万円増加し、28,084百万円となりました。これは、主に現金及び預金の増加によるものです。

固定資産は前期末に比べて34百万円減少し、16,229百万円となりました。これは機械装置の取得があった一方で、投資有価証券の減少などによるものです。

この結果、総資産は前期末に比べて671百万円増加し、44,315百万円となりました。

負債

流動負債は前期末に比べて1,021百万円増加し、16,676百万円となりました。これは、主に短期借入金の増加によるものです。

固定負債は前期末に比べて377百万円減少し、11,569百万円となりました。これは、主に長期借入金の返済によるものです。

この結果、負債合計は前期末に比べて644百万円増加し、28,246百万円となりました。

純資産

純資産合計は前期末に比べて27百万円増加し、16,069百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したものの、主に為替換算調整勘定の減少があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等 (会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の 源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能 とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は)新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給(製造・販売)体制及び情報提供体制、)ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、)開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び)創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1) 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、平成27年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んで参りました3つのミッション、)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、)ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、)自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組みを継続・強化するとともに、これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入した当社のアドバンテージを活かしつつ、市場におけるプレゼンスを維持するためには、「量」よりも「質」を追求し、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、日本薬品工業つくば工場において全面免震構造を有する新製造棟建設を実施するとともに、現在ベトナムで製造工場の建設に着手しており、今後とも同事業の更なる高品質化、効率化を推進してまいります。また、営業面では、これまで同様にDPC病院を中心とした重点得意先

に注力するとともに、平成28年4月の診療報酬制度改定により今後ジェネリック医薬品の普及が期待される出来 高払いの病院や開業医への営業活動も強化してまいります。

次に、高尿酸血症領域での取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究を 支援し、これを販売実績の拡大に結び付けるべく取り組むとともに、現在フェーズ を実施している高尿酸血症 治療薬候補「NC-2500」や新たな治療薬の研究開発にも着手してまいります。

最後に、創薬につきましては、神経障害性疼痛治療薬候補「NC-2600」や抗うつ剤・抗不安薬候補「NC-2800」 等公的資金を獲得するような有望な研究テーマも複数出てまいりました。今後も、研究開発体制の強化・効率化 を進めながら、自社創薬への投資を継続してまいります。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする海外の 事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員(会議)に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取組みの概要

当社は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成19年に導入、平成22年及び平成25年に改定した内容を更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます)。本プランの内容の概要は次のとおりであります。

1) 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者(以下、「買付者等」といいます)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます)を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます)により割り当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意 的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとして います。 また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し(以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます)、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3) 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、)当社の株主総会において第81回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません)。

上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の 地位の維持を目的とするものではございません。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主 意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた 上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の 地位の維持を目的とするものではございません。

EDINET提出書類 日本ケミファ株式会社(E00957) 四半期報告書

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の医薬品事業における研究開発費の総額は416百万円であります。

(注) 「その他」の事業では、研究開発活動を行っていないため記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	154,000,000	
計	154,000,000	

(注) 平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、株式の併合に関する議案(10株を1株に併合し、発行可能株式総数を154,000,000株から15,400,000株に変更)が可決されたため、同年10月1日をもって当社の発行可能株式総数は15,400,000株となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成28年 8 月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,614,205	42,614,205	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	42,614,205	42,614,205		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は、含まれておりません。
 - 2 平成28年5月25日開催の取締役会において、同年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株 に変更することを決議しています。
- (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日~ 平成28年6月30日		42,614		4,304		

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,120,000)	
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,155,000	39,155	
単元未満株式	普通株式 339,20	5	
発行済株式総数	42,614,20	5	
総株主の議決権		39,155	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権 3個)含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式195株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

				1 13220 - 3 / 3	<u> </u>
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	3,120,000		3,120,000	7.32
計		3,120,000		3,120,000	7.32

⁽注) 当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は3,120,495株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は7.32%であります。

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度 当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日) (平成28年6月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 7,223 7,820 受取手形及び売掛金 14,241 14,127 商品及び製品 3,652 3,598 仕掛品 679 775 原材料及び貯蔵品 843 880 繰延税金資産 569 678 その他 168 203 流動資産合計 27,378 28,084 固定資産 有形固定資産 建物及び構築物(純額) 4,531 4,497 機械装置及び運搬具(純額) 1,735 1,892 工具、器具及び備品(純額) 271 259 土地 5,448 5,448 リース資産(純額) 241 241 建設仮勘定 688 686 有形固定資産合計 12,917 13,025 無形固定資産 リース資産 19 21 ソフトウエア 23 28 20 電話加入権 20 無形固定資産合計 63 69 投資その他の資産 2,302 投資有価証券 2,266 長期貸付金 3 3 長期前払費用 312 293 敷金及び保証金 94 94 繰延税金資産 268 175 その他 358 358 貸倒引当金 57 57 投資その他の資産合計 3,282 3,133 固定資産合計 16,229 16,263 繰延資産 社債発行費 2 2 繰延資産合計 2 2 資産合計 43,644 44,315

(単	欱	五万田/	
\ -	14		

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,087	1,806
電子記録債務	5,121	5,275
短期借入金	500	1,240
1年内返済予定の長期借入金	3,559	3,472
リース債務	128	120
未払金	65	63
未払法人税等	282	250
未払消費税等	210	203
未払費用	2,482	2,774
預り金	67	191
返品調整引当金	2	2
販売促進引当金	418	394
その他	728	881
流動負債合計	15,655	16,676
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	8,739	8,513
リース債務	215	220
役員退職慰労引当金	374	382
退職給付に係る負債	1,162	1,075
受入敷金保証金	9	9
繰延税金負債	75	-
再評価に係る繰延税金負債	1,168	1,168
固定負債合計	11,946	11,569
負債合計	27,602	28,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,304	4,304
資本剰余金	1,305	1,305
利益剰余金	9,042	9,110
自己株式	1,580	1,580
株主資本合計	13,072	13,140
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	748	721
土地再評価差額金	2,633	2,633
為替換算調整勘定	7	66
退職給付に係る調整累計額	413	369
その他の包括利益累計額合計	2,960	2,919
新株予約権	8	9
純資産合計	16,041	16,069
負債純資産合計	43,644	44,315

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日
	至 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	至 平成28年6月30日)
売上高	8,629	8,805
売上原価	4,636	4,794
売上総利益	3,993	4,011
返品調整引当金戻入額	0	0
差引売上総利益	3,994	4,011
販売費及び一般管理費	1 3,405	1 3,224
営業利益	588	787
営業外収益		
受取利息	4	0
受取配当金	22	21
固定資産賃貸料	4	4
持分法による投資利益	5	5
その他	14	10
営業外収益合計	51	42
営業外費用		
支払利息	35	35
為替差損	-	133
支払手数料	2	1
その他	5	7
営業外費用合計	43	178
経常利益	596	651
税金等調整前四半期純利益	596	651
法人税、住民税及び事業税	273	287
法人税等調整額	92	99
法人税等合計	180	188
四半期純利益	415	462
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	415	462

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	415	462
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	26
繰延ヘッジ損益	0	-
土地再評価差額金	3	-
為替換算調整勘定	-	58
退職給付に係る調整額	1	44
その他の包括利益合計	72	41
四半期包括利益	488	421
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	488	421
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する 実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年 4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1 四半期連結会計期間から適用しております。

(連結納税制度の適用)

当社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間から当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当第 1 四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高		
差引額	3,000百万円	3,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
広告宣伝費	47百万円	31百万円
販売促進費	1,094 "	908 "
旅費及び交通費	131 "	126 "
給料	858 "	893 "
退職給付費用	38 "	47 "
支払手数料	248 "	226 "
研究開発費	392 "	416 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	282百万円	253百万円
のれんの償却額	21 "	

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	404	10.00	平成27年3月31日	平成27年 6 月29日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日 後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。主にこの結果により、当第1四半期連結累計期間において自己株式が386百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末における自己株式は1,372百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	394	10.00	平成28年3月31日	平成28年 6 月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日 後となるもの

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント 医薬品事業	その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	8,469	160	8,629		8,629
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	1	4	4	
計	8,472	161	8,633	4	8,629
セグメント利益	586	2	588		588

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア 事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額	
	医薬品事業	(注) 1		神雀科	(注) 2	
売上高						
外部顧客への売上高	8,678	126	8,805		8,805	
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	2	8	8		
計	8,683	129	8,813	8	8,805	
セグメント利益又は損失()	800	13	787		787	

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア 事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円44銭	11円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	415	462
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	415	462
普通株式の期中平均株式数(株)	39,827,838	39,108,753
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円43銭	11円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	26,407	8,552
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月5日

日本ケミファ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	野	浩	_	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	浩	之	Ер

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ケミファ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。